

平成29年度 保育所・小規模保育事業A型設置運営事業者の募集について

芦屋市では、待機児童の早期解消を図るため、認可保育所及び小規模保育事業A型の設置運営事業者（両方の施設を設置運営する事業者とする）（以下「事業者」という。）を募集します。

1 募集する場所

(1) 保育所

ア 地番 芦屋市浜芦屋町30番（現 芦屋ハートフル福祉公社）

イ 登記面積 1,321.81㎡

(2) 小規模保育事業A型

ア 地番 芦屋市精道町104番1

イ 床面積 約150㎡（芦屋市分庁舎建物内の一部）

2 開園年月日

(1) 保育所 平成32年4月1日

(2) 小規模保育事業A型 芦屋市分庁舎の供用開始日（平成31年1月予定）

3 土地・建物等の条件

(1) 保育所の土地について

保育所の開園準備に必要な期間及び開園後10年間は無償貸付とし、その後の貸付方法は別途協議とする。

(2) 建物について

ア 保育所

事業者が新設すること。既存建物等は事業者で解体撤去すること。

イ 小規模保育事業A型

(ア) 施設整備について

芦屋市分庁舎建物は市が整備するが、小規模保育事業A型部分については事業者が整備すること（整備範囲は「芦屋市分庁舎建物の整備範囲について」による）。

(イ) 賃貸料について

開園後10年間は月額458,000円とし、その後の貸付方法は別途協議とする。但し、関係法令等（芦屋市の例規を含む。）の改正、経済情勢の著しい変動その他やむを得ない理由が生じたときは、賃貸料の改定について、芦屋市と事業者で協議することとする。

(3) 用途地区、地区等

	芦屋市浜芦屋町30番	芦屋市精道町104番1
都市計画区域	阪神間都市計画区域 (市街化区域)	阪神間都市計画区域 (市街化区域)

用途地域	第一種低層住居専用地域 (建ぺい率：40%，容積率：80%)	第一種住居地域（建ぺい率：60%，容積率：200%）
外壁の後退距離	1.0m	規定なし
高度地区	第1種，最高高さ10m	第3種
日影規制	3時間／2時間	4時間／2.5時間
景観地区	芦屋景観地区	芦屋景観地区
景観計画区域	指定あり	指定あり
屋外広告物	住宅地域	広告物誘導特別地域／住宅地域
建築基準法第22条指定	あり	あり
緑の保全地区	浜芦屋町・松浜町地区	指定なし
近畿圏整備法による区域	既成都市区域	既成都市区域
航空法制限表面区域内	制限表面区域（大阪国際空港）	制限表面区域（大阪国際空港）

(4) 供給処理施設の状況

ア 上水道

公共上水道から引き込み。小規模保育事業A型については、「芦屋市分庁舎建物の整備範囲について」を参考に市と協議を行い整備すること。

イ 下水道

公共下水道に接続。小規模保育事業A型については、「芦屋市分庁舎建物の整備範囲について」を参考に市と協議を行い整備すること。

ウ 電気及びガス

施設整備方法等については、各事業管理者と協議し、事業者が整備すること（小規模保育事業A型については、「芦屋市分庁舎建物の整備範囲について」を参考に市とも協議を行い整備すること）。

(5) 現況

ア 芦屋市浜芦屋町30番

募集する場所については、平成31年1月末までは一般財団法人芦屋ハートフル福祉公社が使用する予定であり、平成31年4月頃に現状有姿で引き渡す予定である。

イ 芦屋市精道町104番1

平成29年9月から平成30年12月まで芦屋市分庁舎の建設工事を行う予定であるため、小規模保育事業A型部分の整備については、当該工事と調整を行いながら並行して実施すること。

4 応募資格

次に掲げる条件を応募時点ですべて満たしている事業者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する「保育所」並びに児童福祉

法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）に規定する「小規模保育事業A型」の認可及び確認を希望していること。

- (2) 児童福祉法に規定する「保育所」若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する「幼保連携型認定こども園」の認可又は「保育所型認定こども園」の認定を受けた施設を現に運営し、その運営実績を合算した期間が3年以上であり、かつ、近畿二府四県のいずれかにおいて第3次審査（実地調査）希望施設を運営している社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定により設立された社会福祉法人
- (3) 「保育所・小規模保育事業A型設置運営事業者の募集に係る諸条件」（別紙1）に示す条件を遵守できること。

5 欠格事項

次のいずれかに該当する事業者は、選定を受けることができない。

- (1) 役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であると認められること。
- (2) 芦屋市暴力団排除条例（平成24年芦屋市条例第30号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者であると認められること。
- (3) 法人税，消費税，地方消費税，都道府県民税又は市町村民税を滞納している場合
- (4) 事業を実施するために必要な経済的基礎として，施設整備に要する資金の他，運営費の概ね1か月分以上に相当する資金を普通預金等により保有していない場合

6 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は，事業者選定の対象から除外する。

- (1) 事業者及び事業者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に不備又は虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類の記載内容に齟齬があった場合
- (4) この要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (5) その他不正行為があった場合

7 事業者選定及び事業者決定後の主なスケジュール

「事業者選定及び事業者決定後の主なスケジュール」（別紙2）のとおり。

8 選定方法

芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）による選定を踏まえ、芦屋市長が事業者を決定する。

選定方法は、「保育所・小規模保育事業A型設置運営事業者選定方法」（別紙3）のとおり。

9 応募手続

- (1) 募集要項の配布

平成29年12月15日（金）から市ホームページに募集要項，参考資料，募集に係る様式などを掲載しているのので，様式のデータ等についてはそちらからダウンロードすること。

(2) 現地見学会（事前申込制）

応募可能な事業者のみが参加できる。なお，現地見学会への参加は今回の募集に応募する必須条件ではない。

ア 日 時：平成30年1月5日（金）午後1時30分から

イ 場 所：芦屋市浜芦屋町30番

※芦屋市精道町104番1については，芦屋市分庁舎建物が建設中であるため現地見学会は行わない。

ウ 事前申込：平成29年12月27日（水）午後5時までに参加申込書をメールで送付すること。

※申込書受領後，メールにて受領連絡を行うので，連絡がない場合は電話で確認すること。

※所要時間は1時間程度を予定

※現地見学会参加者は1事業者2名以内とする。

※参加においては，公共交通機関を利用すること。

※現地見学会以外の日の視察は不可とする。

(3) 質問の受付

ア 原則として，電話，来訪等口頭による質問は受け付けない。

イ 質問がある場合は，平成30年1月24日（水）午後5時までに，「質問票」をメールで送付すること。

ウ 質問及び質問に対する回答は，随時ホームページにて公表する。

(4) 応募に係る事前登録

ア 事前登録

応募する場合は，事前登録書に必要事項を記載のうえ，事前登録を行うこと。
事前登録をしていない事業者は，受付期間内に応募書類を持参しても受付をしない。

イ 事前登録書受付期間

平成30年1月5日（金）から平成30年1月19日（金）まで

午前9時から午後5時まで。ただし，土曜日，日曜日，祝休日を除く。

事前登録書の提出は原則持参とするが，郵送する場合は書留郵便に限ることとし，平成30年1月19日（金）必着とする。

ウ 事前登録書受付場所 芦屋市役所 南館1階 子育て推進課施設整備係

(5) 応募書類の提出

ア 応募書類 「保育所・小規模保育事業A型設置運営事業者応募書類一覧」のとおり。

応募書類はデータファイル（ワード，エクセル，PDF）でも提出すること。

イ 提出部数 正本1部，副本10部の合計11部（1部ずつA4ファイルに綴じること。）

提出書類のデータファイル（CD化等）（1部）

ウ 注意事項

- (ア) 応募書類については、ページ番号（全ページの通し番号）を付記のうえ、資料番号ごとにインデックスを貼付した仕切り紙を挿入すること。また、添付書類は各様式の後に添付し、インデックスを貼付すること。
 - (イ) 受付期間を過ぎたものは受理しない。
 - (ウ) 提出された書類等は返却しない。
 - (エ) 応募のために生じる一切の費用について事業者の負担とする。
 - (オ) 必要に応じて、別途資料を請求する場合がある。
 - (カ) 提出された書類については、「芦屋市情報公開条例」等関連規定により公開することがある。
 - (キ) 書類提出後に辞退する場合は、必ず書面（様式自由）により届け出ること。
- (6) 応募書類の受付（事前予約制）
- ア 受付期間 平成30年2月7日（水）から9日（金）まで。
午前9時から午後5時まで。
 - イ 受付場所 芦屋市役所 南館1階 子育て推進課施設整備係
- ※応募を希望される事業者は平成30年1月31日（水）までに受付予約票をメールにて送付すること。
- ※応募書類の提出は原則持参すること。（遠隔地の事業者で持参による申込ができない場合に限り、郵便等による受付を行う。郵便等による提出を希望される場合は、事前に相談すること。）
- ※応募書類の提出時には、資料の内容を説明できる者が来庁すること。
- 【現地見学会参加申込書・質問票・受付予約票の送付先メールアドレス】
- kodomoseisaku@city.ashiya.lg.jp

10 事務局

芦屋市 こども・健康部 子育て推進課 施設整備係
〒659-8501
芦屋市精道町7番6号 芦屋市役所 南館1階
電話 0797-38-2180 FAX 0797-38-2190
E-mail kodomoseisaku@city.ashiya.lg.jp